

第5章 許可及び不許可

第1節 許可及び不許可の処分

都市計画法

(許可又は不許可の通知)

- 第35条 都道府県知事は、開発許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

福島市行政手続条例

(理由の開示)

- 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分
の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標
その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載
又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

本条は、開発許可に対する処分の適正な処理と通知について規定したものです。

- (1) 法第35条第1項は、開発許可の申請があったときは、許可又は不許可の行政処分を遅滞なく行うべき旨を定めたもので、福島市では次表のとおり標準処理日数を定め、適正かつ迅速な執行を確保することとしています。

なお、申請書や添付書類に不備があった場合には、相当の期間内に補正することが求められ、補正に要した期間は処理日数に算入されません。

- (2) 標準処理期間を経過しても何らの処分がないときは、法第50条第1項の規定に基づく不作為の不服申立てができることになる場合があります。
- (3) 法第35条第2項は、開発許可又は不許可の行政処分については文書をもって通知すべき旨を定めたものです。

処分の効力が発生する時期は、民法第97条の到達主義の一般原則により、その通知が被処分者である申請者に到達したときになります。

「到達」とは、相手方が受領し得る状態におかれることであって、相手方が現実に了知しなくても社会通念上了知し得るべき客観的状态を生じたと認められれば到達したことになります。

- (4) 書面によらないでされた処分は、無効になります。
- (5) 福島市行政手続条例(平成8年条例第15号)第8条の規定により、不許可の処分をするときは、同時に不許可の理由も示さなければなりません。ただし、法令に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りるものです。

(6) 法第 30 条の規定による許可申請にあたり申請書及び添付書類に不備があり、許可権者がその補正を求めてもなお、補正がされないときは、当該申請を不許可とします。

標準処理日数

許 認 可 等 の 事 務	市	備 考
法第 2 9 条の規定による開発行為の許可（開発審査会に付議するもの及び第二種特定工作物に係るもの）	6 0	開発審査会の審査に要する日数を除く。
同上（上記以外のもの）	4 0	
法第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の変更許可	4 0	
法第 3 6 条の規定による開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付並びに工事完了公告	2 5	他の法令による検査に要する日数を除く。
法第 3 7 条第 1 号の規定による工事完了公告前の建築等の承認	2 5	
法第 4 1 条第 2 項ただし書の規定による建築物の建築の特例許可	5 0	
法第 4 2 条第 1 項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可	3 0	
法第 4 3 条第 1 項の規定による開発区域外における建築等の許可（開発審査会に付議するもの）	5 0	開発審査会の審査に要する日数を除く。
同上（上記以外のもの）	3 0	
法第 4 5 条の規定による地位の承継承認	8	
規則第 6 0 条の規定による適合の証明	1 5	他部局との調整に要する日数を除く。